

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 日

保険医療機関の管理者
各 保険薬局の管理者 様
訪問看護ステーションの管理者

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 宮 田 和 彦

第三者行為に係る診療報酬明細書等（レセプト）の
特記事項欄及び事故外点数の記載について（お願い）

平素より、本会の事業運営につきましては、格別の御配慮をいただき、誠にありがとうございます。

さて、交通事故等による第三者行為該当レセプトにつきましては、患者の疾病又は負傷が第三者の不法行為（交通事故、傷害、食中毒等）によって生じたと認められる場合、レセプトの特記事項欄に「10 第三」を記載することが、厚生労働省の「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）及び『『老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領について』の全部改正について』（平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330008 号）により義務付けられています。

本会では、市町村、国保組合及び後期高齢者医療広域連合から委託を受け、第三者行為求償事務を取り扱っておりますが、特記事項の表示は、該当レセプトを把握し適正な保険給付を行う上で非常に重要な役割を果たしています。

つきましては、別紙留意事項を確認の上、レセプトの特記事項欄及び事故外点数の記載について御協力くださるようお願いいたします。

なお、第三者行為求償啓発ポスター（A4 版）もホームページに掲載しますので、貴施設の受付窓口へ掲示するなど、市町村及び国保組合への届出義務の周知にも御協力くださるよう、併せてお願いいたします。

〈担当〉
〒020-0025
盛岡市大沢川原三丁目 7 番 30 号
岩手県国民健康保険団体連合会
担当：総務課事業係 平賀
TEL : 019 (653) 8114
e-mail jigyo-01@iwate-kokuho.or.jp